

歯科医療機関へのマスクおよび特定アルコールの配布について 〈 非会員向け 〉

【マスクの配布について】

東京都福祉保健局より、会員・非会員を問わず一医療機関に対し2回にわたり、マスクの配布が行われております。本所歯科医師会管内の歯科医療機関への配布は本所歯科医師会事務局にて行っております。

非会員の方は、本所歯科医師会事務局まで電話でお問い合わせください。

〔 お問合せ先電話番号 : 03-6658-5848 〕

配布するもの : マスク 第1回配布分 20枚

第2回配布分 18枚

配布終了日 : 令和2年7月31日(金)

なお、お受け取りは院長(管理者)に限らせていただきます。

* 詳細についてはお電話にてご説明します *

【特定アルコールの配布について】

厚生労働省から医療機関等に対する「手指消毒用アルコールの代替品としての特定アルコール(高濃度エタノール)の無償配布」につきまして、東京都福祉保健局より、会員・非会員を問わず一医療機関に対し2ℓの特定高濃度アルコール95%の配布が行われております。本所歯科医師会管内の歯科医療機関への配布は本所歯科医師会事務局にて行っております。

非会員の方は、本所歯科医師会事務局まで電話でお問い合わせください。

〔 お問合せ先電話番号 : 03-6658-5848 〕

配布するもの : 特定高濃度アルコール95% 2ℓ (希釈して使用)

配布終了日 : 令和2年7月31日(金)

なお、お受け取りは院長(管理者)に限らせていただき、ご持参いただく容器への移し替え作業等のため受取日は指定した日時よりお選びいただきます。また、お帰りの際は公共交通機関のご利用はお控えいただきます。

* 詳細についてはお電話にてご説明します *